

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西24条北4丁目5番地の4
株式会社 北海道エコシス
氏 名 代表取締役 鍛治 彰男 様

令和 8 年 2 月 27 日 に申請のあった一般廃棄物処理業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬、中間処理、最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	(ごみ、し尿を除く) 浄化槽汚泥、雑排水
営業所の所在及び名称	帯広市西24条北4丁目5番地の4 株式会社 北海道エコシス	
許可期間	自 令和 8 年 4 月 1 日 至 令和 10 年 3 月 31 日	
一般廃棄物の収集を行うことのできる区	広尾町内	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	十勝圏複合事務組合 十勝川流域下水道浄化センター
	その他	廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守すること。

令和 8 年 3 月 2 日

広尾町長 田中 靖 章

